

大阪 21 世紀の新環境総合計画の一部見直しについて

環境審議会からのご意見（平成 26 年 11 月）

環境総合計画部会の指摘に基づき、計画の一部見直しについて検討する必要がある。

- ・計画の一部の目標、施策・事業の展開や工程について、国の施策等を踏まえ、また、より施策効果が高まるよう、見直しを検討すること。
- ・「低炭素・省エネルギー社会の構築」の分野において、新たな計画等との整合を図る。

主な見直し内容

○各分野における目標（2020 年）と見直し箇所

分 野	現行の目標（2020 年）	見直し内容
Ⅱ-1 低炭素・省エネルギー社会の構築	○国の取組と連動し、1990 年度比で 25%の温室効果ガス排出量を削減する。 ・府域で保有される自動車のうちエコカーの割合を 50%に増やす。 ・府域の太陽光発電の導入による CO2 削減量を 2009 年度比で 30 倍以上に増やす。	○温室効果ガス排出量を 2005 年度比 7% 減 (削除) ※個別の目標は大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に記載。
Ⅱ-2 資源循環型社会の構築	○資源の循環をさらに促進する。 ・一般廃棄物：リサイクル率を倍増する。(2008 年度比) ・産業廃棄物：リサイクル等の推進により、最終処分量をさらに削減(2010 年度実績を踏まえて定める)	(変更なし) ・一般廃棄物：(変更なし) ・産業廃棄物：リサイクル等の推進により、最終処分量を 48 万トン以下とする。
	○リサイクル社会を実現するための府民行動を拡大する。 ・リサイクル製品を購入している府民の割合を倍増する。 ・資源物を分別している府民の割合を概ね 100%にする。	(変更なし) (変更なし)
Ⅱ-3 全てのいのちが共生する社会の構築	○生物多様性の府民認知度を 70%以上にする。	(変更なし)
	○生物多様性の損失を止める行動を拡大する。 ・活動する府民を 30%増加する。(7 万人→9 万人) ・保安林や鳥獣保護区等の地域指定を新たに 2000ha 拡大する。	(変更なし) ・活動する府民の割合を倍増する。(2014 年 6.0%) ・(変更なし)

○各分野における施策部分の見直し箇所

<Ⅱ-1 低炭素・省エネルギー社会の構築>

【施策の方向】欄

- ・「産業・業務、住宅・建築物、運輸・交通の低炭素化に向けた取組み推進」
⇒ 「家庭、産業・業務、運輸・交通の低炭素化に向けた取組み推進」に見直し。
- ・「地球温暖化に対する適応策、ヒートアイランド対策の推進」を追加

【主な施策】欄

- ・H27.3 に策定した大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）にあわせ、地球温暖化に対する適応策の記述の追加等見直し。

<Ⅲ 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進>

- ・H27.3 に策定した「おおさかヒートアイランド対策推進計画」にあわせ、「ヒートアイランド現象の緩和」の項を「ヒートアイランド対策」として、ヒートアイランドに対する適応策の記述の追加等見直し。

○表現の見直し箇所 「Ⅳ 《施策推進に当たっての視点》環境と成長の両立に向けて」

⇒ 「Ⅳ 《施策推進に当たっての視点》持続可能な環境・経済・社会の実現」

○その他、各分野の工程表を修正

大阪21世紀の新環境総合計画の分野構成

大阪21世紀の 新環境総合計画

■計画期間
長期的にめざす将来像を見据え、
2020(平成32)年までの10年間

めざすべき将来像
(概ね2050年頃の
長期的将来像)

※ 府民の参加・行動

低炭素・省エネルギー
社会の構築

資源循環型社会の構築

魅力と活力のある
快適な地域づくり

すべてのいのちが共生する
社会の構築

健康で安心して暮らせる
社会の構築

相乗効果による好循環

施策推進に当たっての視点

- ・ 環境と成長の両立に向け、あらゆる分野への環境の視点の組み込み
- ・ 地域主権の確立・広域連携の推進

計画の効果的、効率的な推進

(単年度サイクル、複数年サイクルの点検評価)

※
府民がつくる暮らしやすい、
環境・エネルギー先進都市

※「府民」とは大阪府に住む人だけでなく大阪府に関わる全ての人を指す。